

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月10日（月）午前9時00分から午前9時19分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（1名） 9番 白戸 陽平

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第15号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第16号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、6月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の福原義明委員と7番の工藤浩司委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 15 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 1 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 23 番は、消防署田舎館分署の南西約 90m に位置しており、譲受人の自宅敷地の一部となっております。

また、譲渡人は譲受人の妻の父親であり、双方協議の上、贈与となったものです。

以前からプルーンとブルーベリーが植えられておりますが、自家消費用であることや面積が小さいことを考慮して、営農計画書の提出は省略しております。

続いて 4 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 2 番は、消防署田舎館分署の向かいにある農地です。

賃借人からの申し出により貸付けを行うものです。ぶどうの作付けを予定しております。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 15 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 15 号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第 16 号につきましては、推進委員の工藤秀範委員と白戸卓郎委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(工藤秀範推進委員、白戸卓郎推進委員 退席 9 : 0 8)

議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局　　今月の案件は、賃貸借権設定が 4 件、使用貸借権設定が 1 件です。
6 ページをお開きください。

整理番号 42 番につきましては、農協田舎館グリーンセンターの北北西約 250m に位置する 2 筆 3,658 m² と、同じく東南東約 100m に位置する 1 筆 5,666 m² の合計 9,324 m² です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 43 番につきましては、弥生の里の北東約 290m に位置する農地です。

賃貸人からの申し入れにより、隣接地を耕作している賃借人が借受けて耕作することとなったものです。

7 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 44 番につきましては、大曲会館の西約 150m に位置する一団の農地です。

平成 31 年から中間管理を通して貸付けを行っていたものですが、今年の 2 月に受け手の経営規模縮小により解約となり、また、所有者の死亡に伴い相続されたことで、いったん中間管理機構との貸借を解約し、今回新たな受け手と一括方式で契約することとなったものです。

次に、整理番号 45 番につきましては、J R の川部北部踏切の北東約 200 m に位置する農地です。

所有者からあっせん希望の申し出があったため、マッチングにより貸借することとなったものです。

8 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号 4 番は、高田公民館の北約 500m に位置する農地です。

当該農地は未相続農地となっており、また、2 分の 1 以上の共有持ち分をもつ者が判明していないことから、相続人の一人である貸人からの申し出により、共有者不明農地制度を利用して貸借を行うこととしたものです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会　長　　議案の審議に入ります。

議案第 16 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 16 号は原案のとおり決定することとします。

（工藤秀範推進委員、白戸卓郎推進委員 着席 9：12）

次に議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 17 号について説明いたします。

今月の案件は、賃貸借権設定が 6 件、使用貸借権設定が 1 件です。いずれも、現在の受け手との解約に伴う新たな受け手への再配分となっております。

なお、再配分の場合は、現在の賃借料や貸借期間等の契約内容がそのまま引き継がれることとなります。

10 ページをお開きください。

整理番号 3 番と 4 番につきましては、現在、黒石市にある農業法人が借受けているところですが、経営の見直しを図るため解約を予定しているものです。

新たな受け手である賃借人は、以前にこの農業法人に所属していた認定新規就農者です。今回独立するにあたって、この農地を引き継いで経営する形となったものです。

次に、整理番号 5 番から 8 番までは、現在、高田の農業法人が借受けている農地です。

新たな受け手である法人は、夫婦で認定を受けた新規就農者が、昨年立ち上げた一戸一法人の農業法人になります。

現在の耕作者とお互いで協議の上、借受けることとなったものです。

12 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 1 番につきましては、10 ページの整理番号 3 番、4 番と同様の経緯となっております。

以上、本計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 17 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 17 号は原案のとおり決定することとします。
次に報告事項に入ります。
報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
を事務局から説明願います。

事務局 報告第 14 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
14 ページをお開きください。
整理番号 17 番と 18 番につきましては、裁判所の調停成立による合意解
約になります。
本案件は、賃料の支払いや農地の管理等の関係で問題が発生し、裁判所
に調停の申し立てが行われていたものです。
令和 5 年 1 月 11 日に調停が成立し、この調停条項に基づいて、今回の
合意解約、農地の引き渡しが行われたものです。
調停の内容につきましては、提出された調停調書により確認しておりま
す。
なお、解約後は、新たな受け手との貸借が予定されております。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 14 号を終わります。
次に、報告第 15 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局か
ら説明願います。

事務局 報告第 15 号は別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告す
るものです。
16 ページをお開きください。

整理番号 6 番につきましては、前の貸人の死亡に伴い相続されたこと、また、新たな耕作者と一括方式で貸借をすることとなったことから解約するものです。

解約後は、7 ページの整理番号 44 番のとおり賃貸借されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 15 号を終わります。

次に、報告第 16 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 16 号は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

18 ページをお開きください。

整理番号 7 番は、令和 6 年 2 月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請することについて審議された案件です。

令和 6 年 5 月 8 日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 16 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 16 号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。

ありがとうございました。